

## 第5章 最後に

今回実施した事例調査でみてきたように、インターネットなどの利用で情報入手機会やコミュニケーションが拡大するというだけでなく、ICT を利活用することで社会参加・就業機会がひろがっている。社会参加に対する障害者自身の意欲が必要なことは当然であるが、さらに障害の種類や程度、年齢に関わらず、志向や適性に応じた社会参加ができること、またそこにいたる多様な道筋をつくりだしていくことが重要である。

また、従来障害者を対象に行われてきた ICT 講習などでの ICT に親しんでもらうという観点から一歩進めて、障害者の社会参加を念頭においた支援策を進めていくことが肝要である。

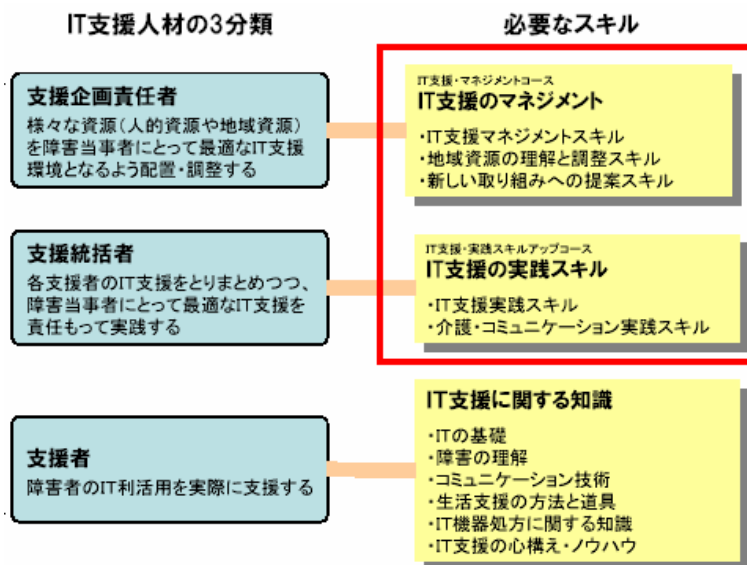
本調査研究では、ICT 利活用による社会参加を促進する ICT 研修や就労支援に取り組む団体、機関、自治体等をメインに取り上げたが、このほかにも以下に述べるように様々な角度からの支援等を実施していくことが必要である。

### ・障害者の ICT 利活用支援に関するコーディネータ人材の育成

障害者の ICT 利活用を効果的に進めていくには、障害と障害者問題を理解するための基本的な知識をもち、障害の状況に応じた適切な機器の選択及び調整や指導方法ができる支援者とともに、各支援者の ICT 支援をとりまとめつつ、障害者本人にとって最適な支援をプランニングし、実践していくコーディネータが重要である。さらには、地域における総合的な支援を進める各団体、機関の連携を図る人材も必要とされており、こうした人材の確保、育成を積極的に進めていくことが求められる。

平成 16 年 5 月から平成 17 年 9 月まで検討を行った総務省「障害者の IT 利活用支援の在り方に関する研究会」では、障害者の ICT 利活用を支援する人材を図表 5-1 によいようにとりまとめ、IT 支援体制モデルを全国レベル、県域レベル、市区町村レベルの 3 段階に分け、必要な機能を提言しており、今後も障害者の ICT 利活用支援についてコーディネータ人材の育成、確保に関する施策を、継続的に進めていく必要がある。

図表5-1 障害者のICT利活用支援を行う人材



図表5-2 IT支援体制モデル

レベル	内容
全国レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IT支援を実践する「支援企画責任者」「支援統括者」「支援者」の活動をサポートするIT支援基盤(支援に必要な各種データを集約・発信:臨床情報、リソース情報、評価エビデンス等)</li> <li>・「支援企画責任者」の育成</li> </ul>
県域レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「支援企画責任者」による相談、支援計画書作成、市区町村をまたがる調整</li> <li>・市区町村で対応が困難なケースのフォロー</li> <li>・IT支援に対するクレーム処理</li> <li>・「支援統括者」の育成</li> </ul>
市区町村レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口機能(相談、問い合わせ等)</li> <li>・「支援統括者」による相談、支援計画にもとづく市区町村内の調整、実践の指導</li> <li>・「支援者」によるエンドユーザーへの直接支援機能</li> <li>・「支援者」の養成(市区町村の地域性を考慮した支援者の育成)</li> </ul>

以上資料:総務省「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会報告書」平成17年9月

**・障害者の社会参加支援のための情報提供基盤・体制の構築**

ICTを活用した社会参加を進めていくためには、情報環境の整備やトレーニングなどをはじめとして様々な局面での支援が必要になるとともに、障害の種別、程度等によって適した機器・ソフトウェア、研修方法もかわってくる。一つの機関・団体でこれら必要な支援を網羅的に提供することは難しく、様々な主体が支援を行っているために、障害者が自分の状況やニーズに即した支援を容易に得ることが難し

くなっている状況がある。そのため、個人のニーズや障害の状況等に応じた支援に関する各種情報を、簡単かつ即座に入手できるような基盤や体制を整備することが重要となる。例えば、各種条件を入力することで各地域において提供されている支援サービス、提供団体・機関、補助金などを照会でき、ワンストップでそれらが利用できるように情報提供システム等を整備することも有効であると考えられる。

#### **・障害者の社会参加支援のための ICT 関連研究開発の推進**

障害者が ICT の利活用を通じた社会参加の促進に資する技術面での取り組みを進めていく必要がある。例えば以下のような開発テーマがあげられる。

- ・在宅就労支援のためのシステム開発
- ・コミュニケーション機器
- ・障害者によるユニバーサル製品の研究開発協力

研究開発では障害者の意見を積極的に取り入れていくことが求められる。例えば、NTT ドコモ「らくらくホン」の開発では、視覚障害者に協力を得てユーザビリティテストを実施することで、操作性のよい機器とした。

#### **・情報アクセシビリティ確保の取り組みの拡充**

行政、業界等によって高齢者・障害者にとっても ICT が利用しやすいものであるようにするための取組が進められてきた。例えば、Web アクセシビリティについては、2004 年 6 月には「JIS X 8341-3(高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部:ウェブコンテンツ)」が定められている。総務省でも、平成 17 年 12 月に、公共分野におけるウェブアクセシビリティ維持・向上のための取組モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」を策定した。電気通信アクセシビリティに関しては、総務省や情報通信アクセス協議会において、高齢者や障害者が使いやすい機器・サービスの開発等を促すため、電気通信アクセシビリティガイドラインの策定・普及促進といった取組が進められている。

こうした情報アクセシビリティ確保のための取り組みを継続的に進めていくとともに、ICT 機器やソフトウェア、さらにはインターネット等で提供されるサービスのさらなるユニバーサル化を進めていくことが求められる。